

滋賀県地域の元気基金条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

平成25年度に地域経済の活性化および雇用の創出を図るため、国の地域の元気臨時交付金を滋賀県地域の元気基金に積み立てて活用してきましたが、当該基金に係る事業が平成27年度末をもって終了するため、滋賀県地域の元気基金条例(平成25年滋賀県条例第62号)を廃止しようとするものです。

2 廃止の概要

- (1) 滋賀県地域の元気基金条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。

議第39号

滋賀県地域の元気基金条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県地域の元気基金条例を廃止する条例

滋賀県地域の元気基金条例（平成25年滋賀県条例第62号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。